

## 議案第76号

### 公共施設等運営権の設定（鳥取県営鳥取空港）についての議決の一部変更について

次のとおり公共施設等運営権の設定（鳥取県営鳥取空港）についての議決（平成30年3月23日議決）の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第4項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
6	運営権の存続期間	公共施設等運営権設定の日から令和9年3月31日まで	6	運営権の存続期間	公共施設等運営権設定の日から令和6年3月31日まで